

## 民国期上海租界会審公廨の研究

郭 まいか (KAKU Maika) \*

上海には中国の主権が及ばない「租界」と呼ばれる区域がある。1842年の南京条約の締結によって中国が開港を余儀なくされ、諸外国が領事裁判権などに代表される不平等条約特権を獲得したことを機に、上海に「華洋雑居」の様相を呈する租界が生まれた。特に上海共同租界においては、イギリス人を中心とした工部局が租界内の自治や治安維持を担当し、外国人の生命・財産の安全を保護した。その恩恵にあずかって、上海は東アジアにおける商業・貿易の中心地として発展し、また、中国資本の企業も外国特権や西洋近代法の保護のもと、めざましい発展を遂げることに成功した。このような上海にあって、会審公廨とは19世紀中ごろに設立された裁判所で、中国と外国の会審官(裁判官)が租界内で発生する華洋訴訟及び中国人同士の民事案件に対処した。従来、会審公廨は「列強による帝国主義侵略の象徴」として評される一方で、「中国法の近代化を促す媒介となった近代的法廷」との評価もあるが、史料上の制約のもと、研究は十分に行われてこなかった。しかし、様々な国の利害がぶつかり合う場として上海租界を考える上で、会審公廨問題は非常に重要かつ現代的な意味を持つ。

会審公廨は1911年以降、中国当局から駐上海各国領事団の管轄下に移される。この後、会審公廨で最も大きな影響力を持つイギリス人会審官を中心に公廨の改組が行われると同時に、訴訟手続法(Rules of Procedure)も制定された。これにより、被告中国人には一律に厳格な法的手続が課されることとなったが、実際には上海の、もしくは会審公廨の従来からの慣例に従い、イギリス人会審官が中国人社会の事情に配慮した形で手続きを進めていた。例えば、会審公廨は特に上海総商会という上海の代表的な中国人商人団体と協調関係にあり、上海総商会の会員が民事被告となった場合、会審公廨がその「会員特別優待権」を認め、勾引も保釈金の提出も免除するかわりに、総商会が全ての責任をとるという形をとらせ、商人らの体面を保持していた。

しかし、他方でこの訴訟手続法は、租界の国際的多様性に配慮して編纂されたという背景があったため、各案件に利害関係のある国の会審官の出廷も認められた。そして、公廨ないし中国人社会の慣例に疎い会審官が訴訟手続を主導した結果、多くの問題が発生していた。

さらに、公廨の苛酷な手続を恐れてか、ポルトガルやスペインなどの領事館に登録し、外国籍を手にして「不平等条約特権」である領事裁判権を利用することで会審公廨の裁判や逮捕・勾引命令を逃れようとする中国人も多く出現した。つまり、当時の中国人らにとって外国領事館とは自らに庇護を与えてくれる一機関であり、その意味では会審公廨が主導する上海租界でも清代から続く伝統的な社会構造は大きくは変化しなかったといえる。

---

\* 京都大学大学院文学研究科、歴史文化学専攻東洋史学専修、博士課程二年。日本学術振興会特別研究員 DC。